

## 和牛遺伝資源関連2法の法令遵守状況に係る自己点検結果及び立入検査結果（令和4年3月31日現在）

### 農林水産省畜産局畜産振興課

家畜改良増殖法の一部を改正する法律及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律が令和2年10月に施行されたことを受け、農林水産省では、これら2法の遵守の徹底と家畜遺伝資源の流通管理の適正化を図ってきました。

具体的には、新型コロナウイルス感染症の流行により立入調査の実施が難しい状況に鑑み、家畜改良増殖法に基づく令和2年次の家畜人工授精所等の運営状況報告において、牛の家畜人工授精用精液等を取り扱っている旨の報告のあった4,270か所に対し、令和3年6月に法令遵守や運営状況に係る自己点検の実施を要請しました。

これまでに、3,950か所から自己点検結果の報告があり、120か所は休廃止の状況にあることが確認されました。この他、615か所の家畜人工授精所について、家畜改良増殖法に基づく立入検査を実施しました。この結果、自己点検結果の報告又は立入検査により運営状況を確認した家畜人工授精所は全体の98.5%に相当する4,206か所となっています。

#### 1 家畜人工授精所による自己点検結果（資料1）

##### （1）実施期間

令和3年6月～令和4年3月

##### （2）点検要請対象の家畜人工授精所（家畜の種類：牛）の数

4,270か所（令和2年次運営状況報告）

##### （3）回答が得られた家畜人工授精所の数

3,950か所（この他120か所は休廃止を確認）

##### （4）自己点検事項及び結果概要

###### ・和牛の精液又は受精卵を取り扱う家畜人工授精所数

3,741か所

###### ・家畜改良増殖法に係る点検事項

精液等の適正流通の確保に必要な事項のうち、適正な実施がなされていないとの回答率が高く、指導等が必要と考えられた点検項目は、以下のとおりでした。

① 精液等と証明書の一體的な管理

② 授精証明書への精液証明書の添付及び写しの保管

- ③ 精液等の生産に係る取り違え防止のためのマニュアルの作成
- ④ 譲渡等記録簿の記載・保存
- ⑤ 都道府県知事への運営状況報告に係る対応

・家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律に係る点検事項

不正競争防止の推進にあたり、適正な実施がなされていないとの回答があり、一層の取組の推進が必要と考えられた点検項目は以下のとおりでした。

- ① 契約等による精液等の使用者の範囲や目的の制限の明示
- ② ①の制限が課せられた精液等を第三者へ譲渡する場合の制限

## 2 立入検査結果（資料2）

### （1）実施期間

令和2年11月～令和4年3月

### （2）実施か所数

615か所

### （3）検査内容

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）に基づく帳簿管理、構造・設備・器具管理の実施状況等

### （4）検査結果・改善指導概要

検査の結果、改善のための指導を実施した家畜人工授精所は31か所であり、項目別の改善指導の箇所数（延べ箇所数）は、帳簿管理が29か所、構造・設備・器具管理が2か所、その他が4か所でした。

## 3 今後の取組について

上記の自己点検及び立入検査の結果を踏まえ、家畜人工授精簿の適正な記載・保存や譲渡等記録簿の整備等の再徹底を進めます。

<参考>立入検査及び自己点検の実施状況について

家畜人工授精所数※1	休廃止	立入検査数	自己点検報告数	未報告数※2
4,270か所	120か所	615か所(584か所※3)	3,950(3,502※4)	64

※1 令和2年次に運営状況報告があった牛の家畜人工授精用精液を取り扱う家畜人工授精所数

※2 ※1のうち休廃止、立入検査を実施又は自己点検の報告があったものを除く家畜人工授精所数

※3 ※1のうち立入検査を実施した家畜人工授精所数（令和3年度新規開設した箇所を除く。）

※4 ※1のうち立入検査を実施したものを除き、自己点検の報告があった家畜人工授精所数（令和3年度新規開設した箇所を除く。）